

第47回 埼玉県サッカー少年団大会 地区予選実施要項

第47回埼玉県サッカー少年団大会地区予選の実施要項を、次のとおり定める。

各地区協議会等は、ホームページ掲載予定の「第47回埼玉県サッカー少年団中央大会実施要項(案)」を参考にするとともに、本要項に基づき「地区予選実施要項」を具体的に規定して開催するものとする。

- 1 主 催 公益財団法人埼玉県体育協会埼玉県スポーツ少年団
公益財団法人埼玉県サッカー協会／埼玉県教育委員会
- 2 主 管 埼玉県スポーツ少年団サッカー部会／埼玉県第4種少年サッカー連盟
- 3 後 援 テレ玉／埼玉新聞社／読売新聞さいたま支局
- 4 協 力 モルテン
- 3 運 営 各地区少年サッカー協議会等
- 4 期日会場 平成30年8月下旬～12月中旬 各地区会場
- 5 参加資格
 - (1) 2018年度埼玉県スポーツ少年団に登録済のチームであること。
 - (2) 前(1)のチームに団員登録済の選手であり、13歳未満の小学生で、スポーツ安全傷害保険に加入していること。
 - (3) スポーツ少年団登録に併せて異なるチーム所属として(公財)日本サッカー協会第4種登録済の選手は、第4種登録チームの所属選手で、参加しなければならない。
 - (4) 転校又は転居による場合を除き、本大会予選開始以降の移籍登録選手の参加は不可とする。
 - (5) 同一の単位団による複数エントリーについては、上限を2チームとし、次の要件を充足している場合にあつてはこれを認めることとする。
 - 1 スポーツ少年団に登録済の6年生が当該チームに21名以上在籍していること。
 - 2 それぞれのチームに6年生がエントリーされていること。
 - 3 本大会の全ての試合(地区予選から中央大会)において、チーム間の移動をしないこと。
 - 4 指導者(代表者を除く)はそれぞれのチームを兼務しないこと。
- 6 参加資格の確認要領
 - (1) 地区予選運営責任者は、次の要領により参加申し込みチームの参加資格について確認する。参加申し込みチームの参加資格について確認し、疑義がある場合は直ちに埼玉県スポーツ少年団サッカー部会長に報告する。(サッカー部会の審査により参加の可否を決定する。)
 - (2) 組み合わせ抽選前までに、参加申し込みチームのエントリー表及びスポーツ少年団登録(団・指導者・団員)登録用紙(プリントアウト)を確認する。
 - (3) 前項「参加資格(3)」の第4種登録済の選手については(公財)日本サッカー協会発行の選手証を確認する。
- 7 競技方法及び競技規則
 - (1) 地区予選大会の全ての試合は、8人制で行う。
 - (2) 試合時間は40分(20分―5分―20分)とする。
 - (3) 次のアからオ及び(4)の他は、日本サッカー協会競技規則2017/2018及び8人制サッカー競技規則による。
 - ア. 1チーム8人の競技者によって行い、競技者のうち1人はゴールキーパーとする。試合中、8人未満になり選手の補充ができない場合は、そのまま続行する。(6人以上で試合成立とする。)
 - イ. 退場者が出た場合は、交代要員の中から競技者を補充することができる。
 - ウ. 競技のフィールドは68m×50mを基準、ゴールは5m×2.15mとし、使用球は4号公認ボールとする。
 - エ. キックオフから直接得点をすることはできない。キックオフからのボールが直接相手ゴールに入った場合は相手チームのゴールキックで再開する。

オ. 天候により競技時間内に、飲水タイムまたはクーリングブレイクを実施する。

- (4) 各試合のメンバーは20人以内とし、その範囲内で自由な交代とし、交代ゾーンを使用する。
- ・交代は、主審の承認を得ることなく、ボールがインプレー中、アウトオブプレー中に関わらず行うことができる。
 - ・ゴールキーパーの交代は、ボールがアウトオブプレーのときに、主審に通知し、主審の承認を得て行う。
 - ・交代で退く競技者が負傷している場合は、主審の承認を得た上でどこからフィールドを離れてもよい。
- (5) ベンチ入りできるチームの役員は、登録された指導者（監督・コーチ）2人以上5人以内とする。
- (6) 中央大会は、フィールドはピッチ（105m×68m）とし、11人制で行う。

8 報告事項

- (1) 地区予選実施要項：地区予選開始前までにスポ少部会 副会長あて [メール]
副会長 七五三和孝 <k.shime@pac.or.jp>

- ・参加チーム数を付記
- ・(公財)日本サッカー協会第4種登録のない参加チーム名（所在市町）

- (2) 中央大会出場チーム名（所在市町）：地区代表決定後直ちにスポ少部会副会長あて [メール]
(3) 中央大会出場チームの地区予選エントリー表（原本） スポ少部会副会長あて [郵送等]
(4) 事業・収支報告：平成31年1月5日（土）までにスポ少部会財務部長あて [郵送等]

- 9 (1) 要項・確認事項の各条項が守れない場合、大会運営に対し不適切な行為があった場合については、本大会のフェアプレー・規律委員会において審議する。(JFA 規律規定による)
(2) 競技場内での水以外の“スポーツドリンク”等の持ち込み及び摂取については、JFA通達（2011.5.31）の趣旨に鑑み、使用会場と調整を図りその可否について決定すること。

以上

平成30年6月24日

埼玉県スポーツ少年団サッカー部会 部会長 小山 進